



◇インボイス制度実務対応セミナーについて

令和5年11月9日(木)14:00~16:00

商工会にてインボイス制度実務対応セミナーを開催します。セミナーでは、適格請求書(インボイス)には何を記載し、どんな時に発行・保存が必要か等、実務について説明があります。制度開始後出てきた疑問点について、税理士に質問できる機会ですので、ぜひご参加ください。

ご参加いただける方は、事前に商工会までご連絡ください。(商工会 TEL:0584-32-0549)

◎インボイス未登録であっても、課税事業者で本則課税を選択されている場合、受取インボイスを保存しておく必要があります。

◇業務改善助成金の制度が拡充されました

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。令和5年8月31日より制度拡充された内容は以下の通りです。

●対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大。

●事業場規模50人未満の事業者について、2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要で、賃金引き上げ後の申請が可能に(※賃金引き上げ結果及び事業実施計画(設備投資等の計画)の提出は必要です)。

●事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げ。

【対象事業者】

下記の要件を満たしている事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

【対象となる設備等】

- 生産性向上に資する設備投資・関連経費等

【助成上限額】

助成の上限額及び助成率は最低賃金の引き上げ額(30円以上、45円以上、60円以上、90円以上)、引き上げる労働者数、事業場規模によって異なりますので詳しくは「厚生労働省ウェブサイト(業務改善助成金)」をご確認ください。

【申請期限】

2024年1月31日(※予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。)

【問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター

TEL:0120-366-440

受付時間:平日8時30分~17時15分



◇小規模事業者持続化補助金の公募について

■持続化補助金(一般型)

【補助上限額及び補助率】

- ・通常枠 50万円
- ・卒業枠 200万円
- ・後継者支援枠 200万円
- ・創業枠 200万円
- ・賃金引上枠 200万円 補助率 2/3(赤字事業者は3/4)

補助率 2/3

※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せします

【補助対象事業】

販路開拓等の取組や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組み
<申請受付締切>

第14回公募締切:2023年12月12日

事業期間:2024年8月31日まで

第15回公募締切:2024年2月

事業期間:2024年10月末まで

※第15回のスケジュールは現時点での「見込み」のため変更となる可能性があります。

商工会では、申請に必要な経営計画の作成のお手伝いをしておりますのでお問い合わせください。尚、計画書作成には時間がかかりますので、早めの取り組みをおすすめします。

◇労働保険の手続きはお済みですか

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、農林水産業の一部を除き、必ず労働保険の成立手続きをしなければなりません。

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」とは、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。

「雇用保険」は、労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用されるもので、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者（パート・アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は短時間労働者でも、一週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は手続きをしなければなりません。

加入手続きを行っていない事業主の方は、すぐに成立手続きをお願いします。

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室（058-245-8115）または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお問い合わせください。

◇最低賃金の改定について

令和5年10月1日より最低賃金が40円上がり、950円に改定されました。最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の

違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。日給の場合、月給の場合にも最低賃金額を下回っていないか、今一度ご確認ください。

○日給の場合：日給÷1日の平均所定労働時間＝時間額（950円以上となっているか）

○月給の場合：月給÷1か月の平均所定労働時間＝時間額（950円以上となっているか）

◇商工会の実施した主な事業等

10.2・11・6・20 写真セミナー個別指導
(各事業所)

10.19 金融審査会（商工会館）

10.24 五役会（商工会館）

10.24 青年部新入部員説明会（商工会館）

10.25 SNSを活用した情報発信講座（商工会館）

10.25 女性部アレンジフラワー講習会
(商工会館)

◇参加した主な会議等

10.5 労働保険事務組合研修会（オンライン）

10.5 特定技能制度説明会（オンライン）

10.17 西濃ブロック連絡協議会（安八町）

10.23 商工会トップセミナー（岐阜市）

10.31 西濃ブロック指導員等定例会（池田町）

◇今後の予定

11.8 SNSを活用した情報発信講座
動画編2回目（商工会館）

11.9 インボイス制度説明会（商工会館）

11.11 養老公園県営100周年記SDGsマルシェ
女性部出店（養老公園内臨時駐車場）

11.14 県との意見交換会（ゆせんの里）

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。

発行：養老町商工会

TEL:32-0549 FAX:32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

URL: <http://yoroshokokai.net/>